

令和８年度東京都児童相談体制等検討会 第１回（区部）

<議事要旨>

1 会議概要

（１）開催日時

令和８年８月２７日（木曜日） 午後１時３０分から午後３時００分まで

（２）開催方法

対面開催

2 議事内容

（１）業務の標準化 <協議事項>

都事務局より、資料「令和８年度ワーキンググループにおける検討項目」に基づき説明

（２）個別ケースに係る専門性向上 <報告事項>

都事務局より、資料「専門相談窓口の本格運用」に基づき説明

（３）人材育成の共同推進 <協議事項>

都事務局より、資料「人材育成・人事交流に係る昨年度議論の振り返り」「共同企画研修等の実施内容」「人事交流等の実施内容」「子家センの専門性向上に向けた取組」に基づき説明

（４）市区町村の取組

- ・練馬区より、資料「都区連携について～児童相談所との連携～」に基づき説明
- ・杉並区より、資料「杉並区児童相談所の開設について」に基づき説明

（５）その他報告

- ・東京地方検察庁より、リーフレット「児童・生徒から被害を打ち明けられたら 初期聴取のポイント」に基づき説明
- ・都事務局より、資料「東京都大田児童相談所の開設について」「東京都多摩中部児童相談所の設置について」「警察・児相情報共有システムについて」「こども家庭センター体制強化事業について」に基づき説明

【主な意見交換等】

（１）業務の標準化

- ・協同面接について、子供の負担軽減の観点から、都児相では今後、児童相談センターだけでなく地域児相でも実施する方向性があるのか。
- ・子家セン間のケース移管に係る共通ルールは、都道府県を越える転居も想定しているのか。
- ・まず都内の子家セン間移管を整理した上で、近隣県を含む都外への移管についても、今

後の展開として検討してほしい。

- ・子家セン間でやり取りを要する場面が多いため、共通ルールの構築により現場のやり取りが円滑になることを期待する。

⇒（都事務局の回答）

- ・協同面接は既に各地域児相で対応している場合もある。都児相内及び区児相を含め、統一的な対応ができるよう検討する。
- ・子家セン間のケース移管について、ワーキンググループでは、都内の区市町村間で共通認識を形成することを目的としたい。その上で、他県を含む移管への対応についても別途検討していく。

（２）個別ケースに係る専門性向上

- ・土壇場の判断を迫られている案件について、専門相談窓口への相談で的確な回答を得ることができ、問題解決に役立った。また、相談に当たっては、所内協議と所長の了解を得ることとし、相談後も結果の報告をする等、内部ルールを定めて活用をしている。
- ・個人情報や匿名性に配慮した上で、相談内容と助言を共有できれば、類似事案の参考になるため、事例共有の仕組みを設けてほしい。

⇒（都事務局の回答）

- ・個人情報及び匿名性を十分に担保した上で、相談事例を横展開し、共有できる仕組みを検討する。

（３）人材育成の共同推進

○共同企画研修等の実施内容

- ・職員の児童福祉に関するスキル向上のため、都区共同研修について、今後も積極的に職員を派遣したい。
- ・都児相と区児相の一時保護所の違いについて配慮しながら保護所職員向けの研修を行い、相互にとってよりよい取組を今後も進めてほしい。
- ・児相側が他機関への理解を深めるだけでなく、保健師や生活保護のワーカー等、都や区の中でもより連携を図る必要がある関係機関にも児相の機能や考え方への理解を深めてもらう相互的な視点が必要である。
- ・保護所職員向け研修の充実について、「先進的取組の共有」や「相互開放」の具体的な実施イメージを示してほしい。
- ・都区の共同企画研修や相互開放研修を人材育成のひとつとして活用するとともに、児相未設置区や多摩地域が活用できる子家セン向けの研修については、やはり、東京都として力を入れていただいたほうがよい。また、母子保健分野を巻き込んだ研修の充実についても検討をしてほしい。

⇒（都事務局の回答）

- ・児童相談分野だけでなく、幅広い関係機関との相互理解という視点も含めて考えていきたい。
- ・「先進的取組の共有」については、保護所での取組報告に加え、都と区がそれぞれ実

施する事例報告会の相互活用の可否について特別区研修所とも調整しながら検討したいと考えている。また、「相互開放」については児童支援スキルアップ研修を開放するなど、保護所職員が受けられる研修を増やしていくという視点で考えている。

- ・現場のニーズを踏まえながら、研修メニューを段階的に拡充していく。
- ・子家セン向け研修について、区だけではなく多摩地域も含め、様々な方面から引き続き検討する。

○人事交流等の実施内容

- ・都児相との相互交流により、派遣職員に担当児童福祉司としての経験や、帰任後に取り組みたいことへの意識が生まれている。
- ・今後も相互交流の制度を活用しながら、子家セン職員の育成に務めていきたい。また、子家センの心理職を都に派遣させていただいているが、専門性を発揮できる活動の場を広げられるように考えていきたい。
- ・区職員の受入れでは、ケースワークに加え、一時保護所の行事や法的対応等、児相ならではの経験をしていただく機会を設けている。一方、区への派遣職員からは、学校からの相談、住民手続、在宅サービス等、基礎自治体の幅広い実務を学んでいるとの報告がある。
- ・対象職種の拡大に加え、人事交流をより効果的に進めるために、職種や送り出した年度による制約は設けず、複数職員を継続的に派遣できる運用を検討してほしい。

⇒（都事務局の回答）

- ・派遣職員へのフォローアップは重要と考えるので、当課で継続して実施していく。
- ・心理職の人事交流について、令和9年度から対象を拡大する方向で検討する。
- ・交流の継続性に関する意見も踏まえ、今後の制度運用を検討する。

○子家センの専門性向上に向けた取組

- ・区内すべての子ども家庭支援センターに心理職を配置したが、見立て等に困った際に都児相の心理職へ相談できるよう、SV機能のスキームに心理職支援も含めて検討してほしい。
- ・心理職がケースワーカー化して専門性を生かすににくい課題があるため、ガイドラインや各種制度を活用し、専門性を発揮できる体制づくりを進めたい。

⇒（都事務局の回答）

- ・ワーキンググループにおいて、心理職に関する支援も含めて検討していきたい。

（４）市区町村の取組

- ・特になし

（５）その他報告

○こども家庭センター体制強化事業について

- ・児相設置区も本事業を活用できるのか。また、人員配置に係る補助制度は現在も利用で

きるのか。

- ・令和８年度までの補助率１０分の１０は、令和９年度以降に事業を開始する場合には適用されないのか。

⇒（都事務局の回答）

- ・児相設置区も本事業を活用できる。人員配置に係る補助事業も実施している。
- ・令和９年度予算は調整中であるが、令和８年度に事業を開始した場合、令和８年度から令和１０年度まで１０分の１０となる。